

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「プルトニウム金属標準試料の購入及び輸送」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2025年 2月 28日
- (5) 納 入 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機関名：公益財団法人核物質管理センター
担当部署：総務部 契約課
フリガナ：ホソヌマ ナオ
担当者名：細沼 那緒
電話番号：03-5816-7765
FAX：03-3834-5265
Mail：keiyaku-info@jnmcc.or.jp

- (2) 参加意志確認書の提出期限

2024年 2月 28日（水）午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着（電子メール可）
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

- (3) 提出書類（電子メール可）

・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

- ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。）
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2023年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。

審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。

応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2024年 2月 9日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩和

資格要件確認書

契約番号	J221-011		請求元課室	検査分析部 東海分析課			
契約件名	プルトニウム金属標準試料の購入及び輸送		購買区分	A・B・C・(D)・E			
参加者名			評価の有無	無・有(下記のとおり)			
評価項目		仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
					判定	判定理由	
1 業務の実施・管理体制等	業務の実施体制		① 業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。				
		1.2 品質管理及び情報セキュリティ体制		② 必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)が確立していること。			
	1.3 コンプライアンス			① 受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	品質保証計画書		
				② 情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。			
	2 技術確認事項	技術能力の確認	P.4 5	放射線取扱主任者(第1種もしくは第2種)の資格を有する作業員を配置できること。	放射線取扱主任者資格免状(写)		
2.2 技術設備の確認							
2.3 物品性能の確認							
2.4 物品の実績の確認							

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者に提出すること。

提出方法 (いすれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略 (いすれか)	⇒ 可

参考資料 6

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
社名: ●●●株式会社

社名を記入してください。
※社印は不要です。

請求元
購買
評価の有無

提出する資料名を記入してください。

有り(ト記り)このみ

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実行体制	1.1	※タイトル行(太線内)は変更しないでください。 必要な有資格等が確保されていること。	○○資格証(写) ○○證明書			
		本書は、案件ごとに記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書等の書類と合わせて、入札仕様書等の提出期限までにメールまたはFAXにて提出し	QMS体制図			
		②情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。 複数例示された資料から選択する場合は提出する資料名を○で囲んでください。				
2 技術確認事項	2.1 技術能力の確認	P.1 2(3) ① ○○の資格を有する作業員を配置できること。	○○資格証(写) ○○證明書			
	2.2 技術設備の確認	例示された資料と提出資料が異なる場合は実際の資料名に訂正してください。				
	2.3 物品性能の確認	P.3 4(1) の性能要件を満たしていること。	製品のスペックがわかる資料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績の確認	P.4 5(1) ① 過去5年間で、当該製品は、(耐震設計基準●クラスで)納入実績を示すこと。	納品実績表			

「センター記入欄」には何も記入しないでください。

提出方法 (いすれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

参加意思確認書

2024年2月9日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、
参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と
相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「プルトニウム金属標準試料の購入及び輸送」
 2. 添付資料
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類
- ※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電子メール

プルトニウム金属標準試料の購入及び輸送

仕 様 書

2024 年度

公益財団法人 核物質管理センター

目 次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 購入品仕様	1
4. 納期	4
5. 作業に必要な資格等	4
6. 納入場所及び納入条件	4
7. 提出書類	4
8. 支給品及び貸与品	5
9. 檢収条件	5
10. 契約不適合責任	5
11. 特記事項	5

1. 件名

プルトニウム金属標準試料の購入及び輸送

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）が、保障措置検査試料のプルトニウム濃度測定に用いるプルトニウム金属標準試料（以下「試料」という。）を、仏国 Commission d'Etablissement des methodes d'Analyse（以下「CETAMA」という。）から購入及び東海センターまでの輸送を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

3. 購入品仕様

3.1 一般的な要求事項

1) 契約範囲

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 試料の購入、購入に係る契約書類の準備及び契約手続きの代行 | 1式 |
| (2) 輸入承認申請に係る申請書類の準備及び申請手続きの代行 | 1式 |
| (3) 各種保険への加入 | 1式 |
| (4) 通関手続きの代行 | 1式 |
| (5) 日本国外及び国内における輸送の実施 | 1式 |

2) 適用法令

(1) 日本国外

受注者は、日本国外における試料の輸送及び輸出にあたり、以下の関連法令等を遵守し、必要な手続き及び措置を行うこと。

- ①放射性物質安全輸送規則 (SSR-6)
- ②国際連合危険物輸送勧告
- ③危険物航空安全輸送に関する技術指針
- ④仏国及び輸送において経由の可能性がある国（以下「仏国等」という。）の関係法令等

(2) 日本国内

受注者は、日本国内における試料の輸入及び輸送にあたり、以下の関係法令等を遵守し、必要な手続き及び措置を行うこと。

- ①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

- ②原子力災害対策特別措置法
- ③外国為替及び外国貿易法
- ④道路交通法
- ⑤道路運送車両法
- ⑥労働安全衛生法
- ⑦労働基準法

3) 機密保持

受注者は、本業務の実施にあたり、センターが直接あるいは間接的に開示する技術情報の全て、もしくは一部の情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

4) 安全管理

受注者は、試料の梱包、保管及び輸送にあたり、仏国等及び日本国が定める関係法令等を遵守し、原子力災害等の事故を防止すること。

3.2 技術仕様

1) 試料の購入、購入に係る契約書類の準備及び契約手続きの代行

受注者は、以下に示す試料の購入を代行すると共に、購入に係る契約書類一式を準備すること。また、センターが必要事項を記入した契約書類（購買契約書等）に基づく契約手続きを代行すること。

- (1) 販売業者：CETAMA
- (2) 試料名称：プルトニウム金属標準試料「MP2」
- (3) 個数及び重量：1個、約0.4g-Pu/個

2) 輸入承認申請に係る申請書類の準備及び申請手続きの代行

受注者は、輸入貿易管理令に基づく輸入承認申請に係る申請書類一式を準備すると共に、センターが必要事項を記入した申請書類に基づく申請手続きを代行すること。

3) 各種保険への加入

受注者は、試料の輸送にあたり、貨物保険及び原子力輸送賠償責任保険（保険金額40億円）に加入すること。

4) 通関手続きの代行

受注者は、試料の輸入時における通関手続きを代行すること。

5) 日本国外及び国内における輸送の実施

受注者は、以下に示す輸送容器及び書類等を準備すると共に、CETAMA から東海センターまでの日本国外及び国内における輸送を実施すること。

(1) 試料の輸送において、仏国等及び日本国の法令に対する適法性の確認を実施すると共に、輸送基準を満たす輸送容器を手配すること。

(2) 輸送中における異常事象発生時の措置及び緊急時連絡体制を定めた「輸送計画書」を作成すること。なお、作成にあたっては以下の内容を記載すること。

- ①荷送人及び荷受人
- ②輸送管理者及び運送人並びに実施店所
- ③予定輸送日時及び予定輸送経路
- ④輸送しようとする核燃料物質の種類及び重量
- ⑤輸送に使用する輸送容器の種類及び数量
- ⑥運搬車両及び積載方法
- ⑦運搬実施体制
- ⑧放射線管理
- ⑨異常事象発生時の連絡体制
- ⑩異常事象発生時の応急措置

(3) 成田国際空港や輸送において経由する可能性がある国内空港（以下「空港等」という。）の防災業務計画に定める災害時の対応（情報提供）を行うこと。

(4) CETAMA から試料が出荷されるまでに、試料を入れた輸送容器に封印等の措置を施し、これを確認すること。なお、試料が成田空港到着後から東海センターに納入されるまでに、封印等に開封あるいは損傷等がみられた場合は、速やかに東海センター検査分析部東海分析課（以下「東海分析課」という。）へ連絡し、指示に従うこと。

(5) 日本国内輸送において異常事象発生時の対策として以下の機器を手配すること。

- ①GPS による車両の追跡システム
- ②衛星電話（3 台）

4. 納期

2025年2月28日

5. 作業に必要な資格等

「3.2.5)日本国外及び国内における輸送の実施」の(2)の⑧及び⑩に示す日本国内での作業は放射線取扱主任者（第1種もしくは第2種）の資格を有する者が実施すること。

6. 納入場所及び納入条件

6.1 納入場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の53
東海センター内指定場所

6.2 納入条件

車上渡し

7. 提出書類

提出書類名	提出時期	部数
作業工程表	契約締結後速やかに	1部
収納放射能限度（A2値）計算結果	契約締結後速やかに	1部
試料標準品質保証書（Certificate）	入手後速やかに	1部
購買契約書（Purchasing Contract）	購買契約後速やかに	1部
輸入承認申請書（写）	経済産業大臣より承認を受けた後速やかに	1部
貨物保険証券（写）	証券受領後速やかに	1部
原子力輸送賠償責任保険証券（写）	証券受領後速やかに	1部
輸送計画書	輸送日程の確定後速やかに	1部
放射線取扱主任者免状（写）	輸送日程の確定後速やかに	1部
輸送物出荷時の確認用紙	出荷後速やかに	1部
輸送に係る確認書類一式	確認後速やかに	1部
打合せ議事録	打合せ実施後速やかに	1部

(提出場所)

東海分析課

8. 支給品及び貸与品

8.1 支給品

なし

8.2 貸与品

なし

9. 検収条件

東海センター納入時における輸送容器の外観検査及び封印の健全性確認、東海分析課が実施する管理区域内での試料の員数検査と識別番号による照合検査の合格並びに「7.提出書類」に示す書類の完納をもって検収とする。

10. 契約不適合責任

- 1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- 2) 1) の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から 1 年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から 5 年が経過した場合もしくは検収後 10 年を超えて発見された契約不適合は除く。

11. 特記事項

- 1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載無き事項について疑義が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うものとする。
- 2) 受注者は、本業務の実施に必要な全ての作業に関する全責任を負い、定められた期間内に作業を完了すること。
- 3) 空港等の防災業務計画に定める、空港等内における輸送物の積み下ろしから保税地域までの輸送及び保税地域から空港等敷地境界までの輸送における異常事象発生時並びに空港等敷地境界から納入場所までの輸送における異常事象発生時の初期対応要員の派遣については、東海センターの所掌とする。

- 4) 受注者は、空港等内における輸送物の積み下ろしから輸送開始までの期間、異常事象発生時の初期対応要員として、放射線取扱主任者 1名及び補助作業者 1名を手配すること。
- 5) 受注者は、航空便の発着時間の変更等が発生した場合、もしくは発生するおそれがある場合は、東海分析課に連絡し、指示に従うこと。

以上